

ハラスメント対策の強化に係る運営基準について（概要）

1. 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化【別添参考例を参照】
 - ・上記方針について策定し、従業員に周知・啓発を図ること。
2. ハラスメントに関する相談・苦情等に応じ、適切な対応のために必要な体制の構築
 - ・相談・苦情等に対応する担当者を定め、従業員に周知すること。

※上記以外に、カスタマーハラスメント防止のための相談体制の整備、被害者への配慮の取組（メンタルヘルス対策、2人以上による対応等）、被害防止のための取組（マニュアルの作成、研修の実施等）を実施することが望ましい。

※大企業以外は令和4年3月31日までは努力義務。